

「ワーク・ライフ・バランス」推進月間

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活をバランスよく調和させることです。内閣府は、仕事と生活の両立の実現をめざし、今年を「ワーク・ライフ・バランス元年」と位置づけ、東京労働局は11月を「ワーク・ライフ・バランス」推進月間としています。

● **今、なぜワーク・ライフ・バランスなのか** ●

07年の出生率は1・34

07年の合計特殊出生率は1・34。2年連続で改善しましたが、出生数は前年より3000人減り、少子高齢化の流れに歯止めがかかっていないのが現状です。

※合計特殊出生率

女性一人が生涯に生む子供の平均数。人口を維持するには2・07程度が必要とされる。

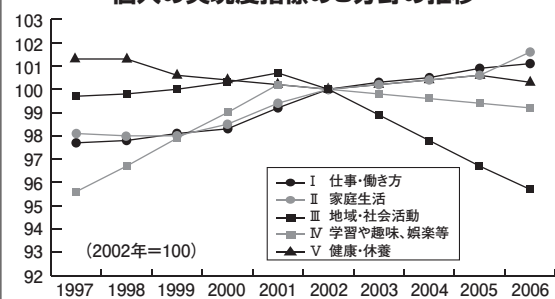
男性を含め、社会全体の働き方の見直しを

少子高齢化の進展に歯止めをかけるためには、男性を含めた社会全体の働き方の見直しを進め、多くの女性が直面する「仕事か子育てか」の二者択一の壁を改善していく。つまり、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざしていくことが大切だと考えられています。

● **「仕事と生活の調和実現度指標」とは** ●

今年の3月、「仕事と生活の調和」が実現できているかどうかをチェックする「仕事と生活の調和実現度指標」が創られました。暮らしを5つの分野に分け、2002年を100の状況としてそれぞれの項目を年ごとに数値化し、「社会全体の暮らしの変化」をとらえます。

個人の実現度指標の5分野の推移



仕事と生活の調和の実現に向けて
(ワーク・ライフ・バランス)

—誰もがいきいきと活躍できる
「男女共同参画社会」につながります—



内閣府
仕事の生活の調和推進室／男女共同参画局
(内閣府配布パンフレットより)

● **ワーク・ライフ・バランス実現に向けた東京労働局の取り組み** ●



東京労働局 労働基準部 労働時間課長 神田 隆さん

労働時間の見直しを推進する新たなガイドライン

今年4月、「労働時間見直しガイドライン」が改正されました。これは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働時間などの見直しを推進するものです。各企業が、年次有給休暇をとりやすい環境にしたり、「ノー残業デー」などを導入して過重労働を減らすよう取り組むことを奨励し、10年後には、「年次有給休暇取得率100%」「過重労働の雇用者の割合を半減させる」など、具体的な目標が定められています。

仕事と家庭の両立を支援

さらに、仕事と家庭の両立を支援すべく、今年2月、東京労働局はオリジナルの「育児・介護休業法チェックリスト」を作成。育児・介護休業法は、これまでに何度も法改正されています。各企業に、自社で定めた規定が法に沿ったものであるかをチェックし、整備してもらうことを目的としています。ご活用ください。

専門家による労働時間の改善アドバイスと助成金

これにともない、労働時間の改善に関する相談やアドバイスを専門的に行う「労働時間設定改善コンサルタント」

2008 in TOKYO

仕事と生活の調和を考えるシンポジウム

11/12

東京労働局が主催するシンポジウムが、11月12日(水)午後1時半～5時、星陵会館(千代田区永田町2-16-2)で開催されます。内容は、東京大学社会科学研究所教授・佐藤博樹氏による講演、先進企業によるパネルディスカッションなどです。

問合せ先 東京労働局 労働時間課 ☎(3512)1613



あなたの会社の育休をチェック!!

Q: 男女とも育児休業(育休)を取得できる規定となっているか?

- ① 女性のみ取得できる規定となっている
- ② 夫婦のどちらかのみしか取得できないと規定している
- ③ 男女とも取得できる規定となっている

解説

- ① 当然のことですが、育休は男女とも取得できるものです。労働基準法の「育児時間」と混同し、女性のみを対象としている規定をごくまれにみかけますが、男女とも対象とするよう改正が必要です。
- ② 夫婦のどちらかしか育休は取得できないとする規定は、以下の観点から見直しが必要となります。
配偶者が育休であることを理由に育休申し出を拒むことができるのは、「配偶者が常態として子を養育できる場合は育休できない」とする労使協定(事業所単位)がある場合のみです。
上記労使協定がある場合でも、女性の産休中は「常態として子を養育できる場合」には該当しません。すなわち、母親である女性の産休中に、同時に父親である男性が育休を取得することは可能です。
また、同一の子について夫婦が「順番に」育休を取得することは、労使協定の有無にかかわらず可能です。

東京労働局 雇用均等室「育児介護休業法規定のチェック!と解説」に基づき作成
本書の申込書は東京労働局HPトップページ「トピックス一覧へ」をご覧ください。

チャンスをつかもう!!

創業支援セミナー開催

問合せ先

経済課産業振興係
☎(3647)2302



「創業」は決して簡単なことではありませんが、一歩ずつ前進することで、つかめるチャンスはたくさんあります。あなたの将来の夢を叶えるための最初の一歩として、このセミナーをご利用ください。